独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三益半導体工業株式会社 コード 8155								
提出日		2024/8/5	異動(予定)日		2024/8/	/29			
独立役員届出 提出理由		定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため							
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)									異動内容	本人の 同意				
				а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	- 1	該当なし	英勤的各	同意
1	中村修輔	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
2	今井 昌子	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
3	星野 公洋	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
4	村岡 正三	社外監査役	0							Δ								有
5	楠原 利和	社外監査役	0													0		有
6	湯浅 幸男	社外監査役	0										Δ				訂正・変更	有

3 独立役員の屋性・選任理由の説明

<u>3.</u>	<u>独立役員の属性・選任理由の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
	中村修輔氏は、2016年6月まで当社の取引先である㈱群馬銀行の業務執行者でした。また、2020年6月まで同行の監査役でした。	中村修輔氏は、金融及び経済並びに監査に関する豊富な経験、知識を活かし、独立した立場から経営に対する監督を行っています。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。 なお、同氏が2016年6月まで業務執行者であった㈱群馬銀行からの借入金はなく、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。
2	今井昌子氏は、衛中澤労務管理事務所の代表取締役であり、当社は同社 と2023年5月まで業務委託契約を締結していました。	今井昌子氏は、社会保険労務士としての豊富な経験、知識を活かし、独立した立場から経営に対する監督を行っています。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
3	星野公洋氏は、春山・星野法律事務所の弁護士であり、当社は同氏と 2023年5月まで法律顧問契約を締結していました。	星野公洋氏は、弁護士としての豊富な経験、知識を活かし、独立した立場から経営に対する監督を行っています。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
	村岡正三氏は、2014年12月まで当社の特定関係事業者である信越半導体(株の業務執行者でした。	村岡正三氏は、半導体関連事業における幅広い業務経験を当社の監査に活かしています。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。なお、同氏が2014年12月まで業務執行者であった信越半導体㈱は当社の特定関係事業者でありますが、退職後一定期間が経過しており、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。
5		楠原利和氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験、知見を当社の 監査に活かしています。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一 般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
	湯浅幸男氏は、2022年6月まで当社の取引先である㈱群馬銀行の業務執行者でした。	湯浅幸男氏は、金融及び経済に関する豊富な経験、知識を当社の監査に活かしています。また、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。なお、同氏が2022年6月まで業務執行者であった㈱群馬銀行からの借入金はなく、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。

補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目
 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合) e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 」、上場会社の取引先(f、g及いのいすれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ) k、 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。 ※4 a~ l のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。